

証券投資信託の信託終了に係る手続きのお知らせ

この度、単位型証券投資信託「満期時円建て元本100%確保型ファンド／プロテージュ2008-12」につきまして、信託約款の規定に基づき、平成28年8月31日をもって信託を終了（繰上償還）する手続きを行う予定ですのでお知らせいたします。

当ファンドは、通貨金利指数参照債を主要投資対象として運用を行っています。この度、当該債券の参照先指数である「ビー・エヌ・ピー・パリバ ギャラクシー ユー・エス・ディー ディバーシファイド エクセス リターン インデックス」（以下「通貨金利指数」といいます。）を算出しているBNPパリバ・ロンドン支店より、平成28年9月5日をもって指数の計算を終了するとの通知を受けました。これにより、当ファンドの主な特色である「通貨金利指数」の上昇のメリットを部分的に享受することを目指す運用を継続することが困難になりました。

弊社といたしましては、このような状況を十分検討した結果、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって最善であると判断したものです。

当該繰上償還にあたっては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、平成28年8月22日付で書面による決議を行い、繰上償還の可否を決議します。平成28年8月2日現在の受益者の方は、平成28年8月19日までに、繰上償還に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。投資信託約款の規定により、本議案について賛否の表示のない議決権行使書は、賛成の表示があるものとみなされます。また、同一受益者の方が本議案について重複して議決権を行使された場合で、当該議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権について無効とみなされます。

この書面決議は、平成28年8月2日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、平成28年8月31日をもって信託を終了いたします。

以上

平成28年8月2日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社